



隠岐の島駐在事務所からのお知らせ



島根労働局公式キャラクター
しじろー



厚生労働省 島根労働局 松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所

1 令和5年の監督指導実施結果

令和5年に島根労働局管内の4労働基準監督署が実施した定期監督等監督指導結果を取りまとめました。監督指導を実施した1,469事業場のうち1,071事業場（72.9%）で労働基準関係法令等の違反が認められました（違反率の高い業種：①運輸交通業 ②保健衛生業 ③製造業）。

【主な違反内容】

○労働条件関係

- ・労働条件明示:146事業場（違反事業場数の13.6%） ・労働時間:153事業場（違反事業場数の14.3%）
- ・割増賃金:197事業場（違反事業場数の18.4%） ・年次有給休暇:151事業場（違反事業場数の14.1%）

○職場の安全関係

- ・安全基準:253事業場（違反事業場数の23.6%） ・健康診断:118事業場（違反事業場数の11.0%）

【監督指導事例】

- ・36協定で定める上限時間を超えて、月100時間以上の違法な時間外・休日労働(最長:月111時間)を行わせていた。
- ・賃金控除協定を締結していないのに、賃金から互助会費等を控除していた。
- ・年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、年5日以上有給休暇を時季を指定して取得させていなかった。



詳しくはこちらから

2 化学物質管理強調月間を実施します ～正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう～

職場における危険・有害な化学物質管理に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、毎年2月に**化学物質管理強調月間**を令和6年度より実施します。この機会に職場で取り扱う化学物質の有害性を認識した上で、化学物質の自律的管理を進めていきましょう。

※ 労働安全衛生法令の改正により、化学物質管理対策を講ずべき事業場の範囲が従来中心であった製造業のみならず、第三次産業を含めた**化学物質を使用する幅広い業種**に拡大しています。



詳しくはこちらから

3 労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化されます

令和7年1月1日より以下の手続きについて**電子申請**が**義務化**されます。

- ◇ 労働者死傷病報告 ◇ 定期健康診断結果報告 ◇ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ◇ 有機溶剤等健康診断結果報告 ◇ じん肺健康管理実施状況報告
- ◇ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ◇ 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告



詳しくはこちらから

備えていますか？『冬型』転倒災害

冬期の積雪・凍結に起因した転倒災害の減少を図るため、「備えていますか？『冬型』転倒災害」を実施しています。

【実施期間】

令和6年12月16日～
令和7年2月28日まで

詳しくはこちらから



令和6年労働災害発生状況（12月10日現在）

※ 新型コロナ感染者除く

島根労働局全体			松江労働基準監督署					
			隠岐郡					
死亡	死傷	対前年増減(死傷)	死亡	死傷	対前年増減(死傷)	死亡	死傷	対前年増減(死傷)
1	593	▲33	0	227	▲7	0	10	▲7

島根県最低賃金

962円

詳しくはこちら▶▶▶



確かめよう労働条件

詳しくはこちら▶▶▶



過去のお知らせは

こちら▶▶▶

